

第1回いなべ市総合計画審議会事項書

(第2次いなべ市総合計画第2期基本計画策定)

日時 令和元年5月16日(木)

午後2時から1時間程度

場所 いなべ市役所シビックコア

1階 研修室1

1. 開会

2. 副市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長、副会長について

5. 会長あいさつ

6. 説明及び報告事項

① 総合計画、人口ビジョン及び総合戦略について・・・資料1～資料6

② 総合計画策定スケジュールについて・・・資料7

③ アンケート調査などについて

・市民満足度調査・・・資料8

・中学生アンケート調査・・・資料9

・事業所アンケート調査・・・資料10

7 次回の会議について

令和元年8月8日(木) 午後2時から いなべ市役所シビックコア研修室1

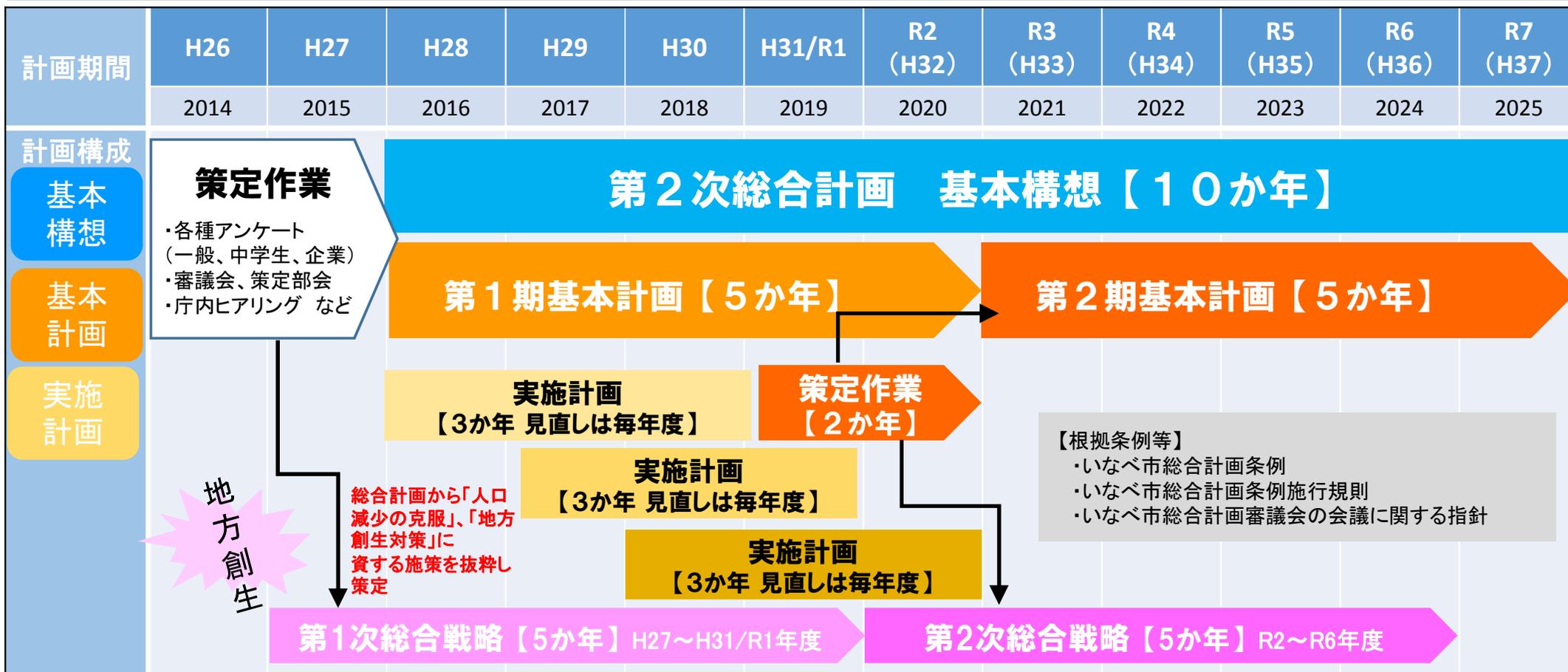
8 閉会

いなべ市総合計画・総合戦略について

資料1

●いなべ市総合計画は、本市における総合的な行政を図るための最上位計画です。本計画は、市民と行政が目指す10年後の将来像を掲げ、長期的なまちづくりの方向性を明らかにした「まちづくりの基本指針」となるものです。

●平成28年度から令和7年度（平成37年度）の10年間を計画期間とする第2次いなべ市総合計画のうち、第1期基本計画（H28年度からR2年度までの5か年）が満了を迎えるにあたり、第2期後期計画（R3年度からR7年度までの5か年）を、令和元年度と令和2年度の2か年をかけ策定します。



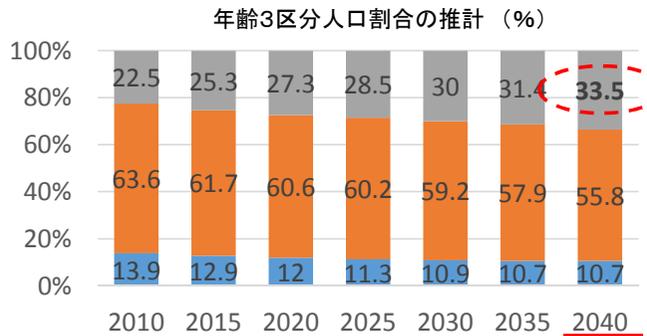
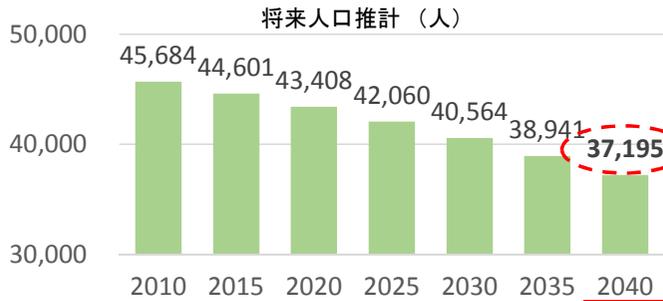
まちづくりをとりまく背景・まちづくりの課題

1. 社会潮流の動向

- ① 少子高齢化と人口減少の進行
- ② 地方分権の進展
- ③ 安全・安心のまちづくり
- ④ 価値観やライフスタイルの多様化
- ⑤ 環境保全への取組
- ⑥ 生活圏の広域化
- ⑦ 高度情報課
- ⑧ 国際化

⇒激しく変化する社会潮流への対応

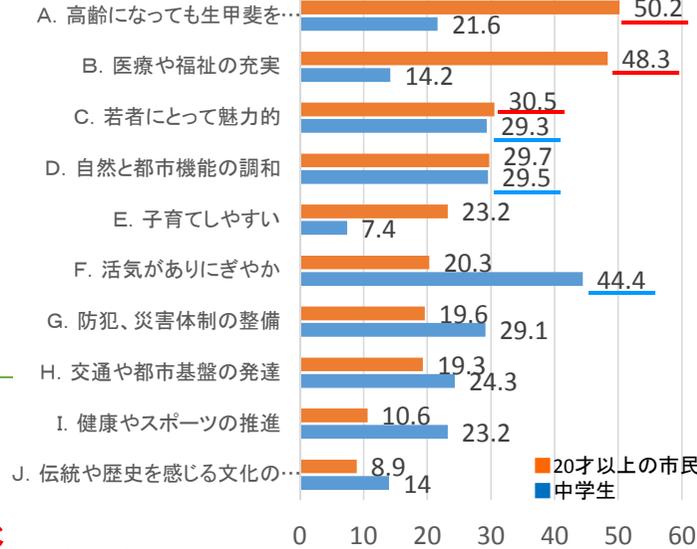
2. 人口予想



⇒人口減少・高齢化への対応

3. いなべ市の将来像

市民満足度調査(H26) (%)



⇒高齢者が生甲斐を持って暮らせるまちづくり、まちの将来を担う若者が定着したくなるまちづくりへの対応

4. まちづくりの主な課題

【分野横断的な課題】

- ①まちの魅力の向上 ⇒定住・移住、交流促進
- ②市民が主役のまちづくり ⇒やりがい、生きがい、幸福感の向上

【分野別の課題】

- ③少子高齢化への対応 ⇒地域福祉、健康・生きがいづくりの促進、医療・福祉の充実、安心して子ども産み育てられる環境整備
- ④安心安全の確保 ⇒市民の命と財産を守る対策の充実、自然と調和したまちづくり
- ⑤都市拠点の創造・ネットワーク化交通の利便性向上、賑いづくり ⇒公共交通の利便性の向上、道路網等生活拠点の機能強化、農林業や観光の振興、企業誘致の促進
- ⑥環境保全 ⇒景観保全、環境保全、地域循環型社会への取組

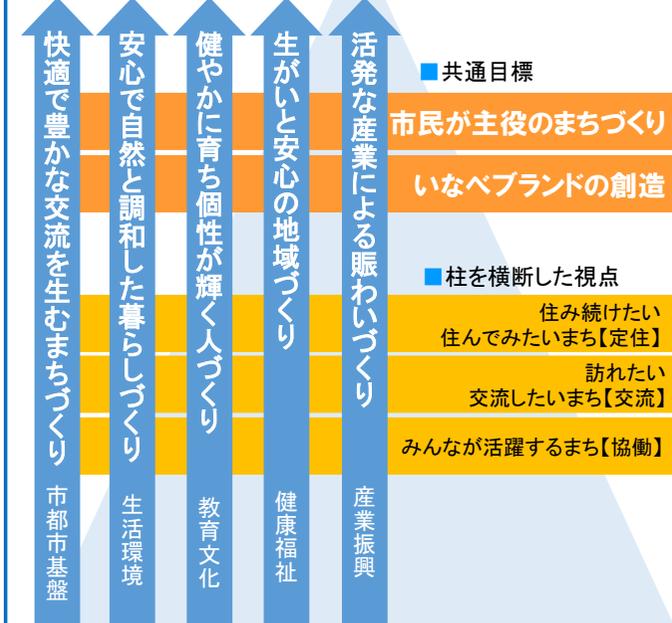
まちづくりの基本方針

1. まちづくりの将来像

10年後(2025)に目指す市の姿

住んでいーな！ 来ていーな！
活力創生のまちいなべ

基本方針(将来像を達成するための柱)



2. 計画最終年次(2025年)の人口

44,000人

3. 計画最終年次度(2025年度)の財政フレーム

170~180億円

国

まち・ひと・しごと創生法 H26年度

急速な少子高齢化の進展



- 地方の人口減少に歯止めをかける
- 東京圏への過度の人口集中の是正
- 地域での住みよい環境の確保



将来にわたって活力ある日本社会の維持

方策

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

人口の現状と将来像、2060年に1億人程度の人口を確保する長期展望を提示

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

H27～H31年度(5カ年)の政策目標や具体的な施策を策定

地方創生の推進

いなべ市

「いなべ市人口ビジョン」 H27年8月

人口等に関する現状分析、将来人口の推計と分析

2040年 40,000人

「いなべ市総合戦略」 H27年12月

- 計画期間H27年度～H31年度
- 総合計画から「人口減少の克服」、「地方創生対策」に資する施策を抜粋し策定
- 「定住人口」と「交流人口」の2つの人口に着目し「住んでいーな！来ていーな！を実感できるまち」を戦略の横断的な視点に施策推進
- 国の「まち・ひと・しごと総合戦略」で示される4つの政策分野を踏まえ、市独自の4つのプロジェクトを設定

■ 戦略の視点

【定住対策でめざすもの】

結婚・出産・子育ての希望が叶う支援の推進、住みよいまちづくり等による

“住んでいーな！”を実感できるまちいなべ

【移住・交流対策でめざすもの】

いなべの豊かな自然を活かした観光振興や企業・創業支援策による

“来ていーな！”を実感できるまちいなべ

■ 4つのプロジェクト

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

① しごと創生プロジェクト

地方への新しい人の流をつくる

② であい創生プロジェクト

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

③ みらい創生プロジェクト

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

④ 暮らし創生プロジェクト

いなべ市総合計画・総合戦略の進捗管理

1. 計画推進体制

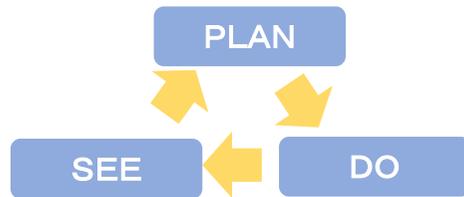
「いなべ市総合計画推進条例」に基づき、総合計画の推進体制を整備し計画を推進

総合計画審議会
策定部会

【市役所庁内体制】
総合計画策定委員会
策定部会
ワーキング

2. 計画の進捗管理

- 目指す姿の実現に向けて、設定した成果指標の進捗を評価することにより行う。
- 評価等にあたっては、PDSサイクルの視点で、毎年度、計画の実施状況や効果検証の定量的な評価を行い、必要に応じて取組の改善を行う。



【評価検証の事例】

成果指標名	単位	実績値	目標値					達成率 (%)	判定	
			実績値							
			H26	H28	H29	H30	H31	H32		
防犯灯設置灯数（修繕含む）（各年）	灯	144		145	145	145	145	145	119.3	A
防犯ボランティア団体結成数（物品貸与自治会含む）（累計） ◎総合戦略KPI ※H29から目標値変更	団体	44		46	46	47	47	50	100.0	A
				50	52					
消費者相談解決率（各年延べ） （消費者相談解決件数／消費者相談件数）	%	90		90.7	90.8	91.3	91.7	92.0	109.0	A

平成26年3月25日
いなべ市条例第1号

いなべ市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ長期的な行政運営を図るため、市の総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ長期的な行政運営を図るための計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を踏まえた市政の基本的な計画であつて、施策の基本的な方向及び体系をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を踏まえた市政の具体的な計画であつて、施策を実現するため実施する事業をいう。

(策定方針)

第3条 総合計画は、総合的かつ長期的な見地から策定しなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。
- 3 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民との協働によって策定するものとする。

(いなべ市総合計画審議会)

第4条 市長は、総合計画の策定及び変更並びに進捗管理を行うに当たっては、あらかじめ、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する市長の附属機関をいう。）に諮問し、その答申を最大限に尊重するものとする。

- 2 前項の規定による諮問に応じて調査し、及び審議する機関として、いなべ市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第5条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 本市の住民
 - (3) その他市長が特に必要と認めた者
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合議体)

第7条 審議会は、その指名する委員10人以内をもって構成する合議体で、総合計画の進捗管理に係る審議を行う。

(議会の議決)

第8条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 第4条第1項及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第9条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定しなければならない。

(総合計画の公表)

第10条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第11条 市長は、行政各部門における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(達成状況の公表)

第12条 市長は、総合計画の達成状況について、市民に公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成 26 年 3 月 28 日
いなべ市規則第 4 号

いなべ市総合計画条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、いなべ市総合計画条例（平成 26 年いなべ市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、いなべ市総合計画の策定、変更及び進捗管理並びにいなべ市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(総合計画の計画期間)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する計画期間は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想は、10 年とする。
- (2) 基本計画は、5 年とする。
- (3) 実施計画は、3 年とする。ただし、1 年を経過するごとに見直すものとする。

(市民との協働)

第 3 条 条例第 3 条第 3 項に規定する必要な措置は、市民満足度調査、市民参加型意見交換会及び意見提出手続とする。

(審議会の会議)

第 4 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 5 会議は、審議会が不適當と認める場合を除き、公開とする。

(会議録等)

第 5 条 会議録には、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席した委員の氏名
 - (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
 - (6) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
 - (7) 傍聴人の数
 - (8) 発言の内容
 - (9) その他審議会が必要と認める事項
- 2 会議録は、会議終了後、速やかに作成し、市のホームページ等により公表しなければならない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合計画所管課において処理するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

いなべ市総合計画審議会の会議に関する指針

1 趣旨

いなべ市総合計画条例施行規則（平成 26 年いなべ市規則第 4 号）第 7 条の規定に基づき、いなべ市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会議開催の事前公表

- (1) 審議会の会議を開催するときは、当該会議を開催する日の 1 週間前までに、インターネットの本市のホームページにより、審議会の会議開催を事前に公表するものとする。
- (2) 次項に規定する公開することができない会議にあっては、事前公表に公開できない旨を含めて公表するものとする。

3 会議の公開基準

- (1) 審議会の会議は、原則公開とする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当するときは、会議を公開しないものとする。
 - ア 法令又は条例等により、公開することができないと認められるもの。
 - イ 個人情報が含まれるもの。
 - ウ 個別の具体的な事業及び施設等に関することで、公開することにより審議、調査及び検討等に支障を生ずるおそれがあるもの。
 - エ 個人又は法人等の事業に関する情報であって、公表することにより当該個人又法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - オ 市等の事務事業に係る意思形成過程における審議、調査、検討等に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずるおそれがあるもの。
 - カ 検査、監査、取締り、入札、試験、交渉、渉外、争訴、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該もしくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の構成又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるもの。
 - キ 公開することにより、個人の生命、身体及び財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるもの。

4 会議の傍聴等

- (1) 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、傍聴希望申請書(様式第 1 号)により申請を行い、傍聴許可証(様式第 2 号)を受領し、会議の会場に入場するものとする。

- (2) 審議会の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、5名とし、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- (3) 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、公平性を期し、抽選により決定する等の措置をとるものとする。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができないものとする。
 - ア 銃器その他危険なものを持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - エ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
 - オ ア、イ、ウ及びエに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (5) 傍聴席及び記者席では、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ア 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
 - ウ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - エ 喫煙をしないこと。
 - オ みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
 - カ 携帯電話等音の出る機器について電源を切るなど音の出ない措置を行うこと。
 - キ 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - ク ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキに定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 会議資料

傍聴席及び記者席には、審議会の構成と同様に会議資料を配布するものとする。

6 運営状況の報告及び公表

審議会の運営状況の公表は、ホームページへの搭載により行うものとする。

附 則

この指針は、平成26年10月30日から施行する。

いなべ市総合計画審議会会議傍聴希望申請書

いなべ市総合計画審議会会長 へ

年 月 日

申請人 住所	〒 _____ 電話 _____
申請人 氏名	
法人等の名称 ※	

※ 法人として傍聴を希望する場合は、記入してください。

..... < 事務局使用欄 >

傍聴許可書管理番号	
-----------	--

【傍聴希望者が定員を超える場合】

抽選の順		抽選後の番号	
------	--	--------	--

【その他必要な事項】

備考	
----	--

様式第2号(指針4関係)

傍聴許可証

(表)

	いなべ市	管理番号 _____
総合計画審議会 会議 傍聴許可証		
いなべ市総合計画審議会 会長		

注) 許可書番号は、1から5までとする。

(裏)

<p>【 傍聴人の守るべき事項 】</p> <p>ア 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>イ 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>ウ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>エ 喫煙をしないこと。</p> <p>オ みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。</p> <p>カ 携帯電話等音の出る機器について電源を切るなど音の出ない措置を行うこと。</p> <p>キ 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>ク ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキに定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>※ 以上の事項をお守りにならない場合は、ご退場いただくことがあります。</p>

ただし、桃色用紙を使用し、横 110mm 以内、縦 80mm 以内とする。

まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン、総合戦略について

資料5

国

まち・ひと・しごと創生法 H26年度

急速な少子高齢化の進展



- ・地方の人口減少に歯止めをかける
- ・東京圏への過度の人口集中の是正
- ・地域での住みよい環境の確保



将来にわたって活力ある日本社会の維持

方策

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」
人口の現状と将来像、2060年に1億人程度
の人口を確保する長期展望を提示

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」
2015～2019年度（5カ年）の政策目標や
具体的な施策を策定

【地方支援】

- ・情報支援
- ・財政支援
- ・人的支援

いなべ市

「いなべ市人口ビジョン」 H27年8月
人口等に関する現状分析、将来人口の
推計と分析など

「いなべ市総合戦略」 H27年12月
・人口減少の克服、地方創生対策に資す
る施策を抜粋し策定
・計画期間H27年度～H31年度

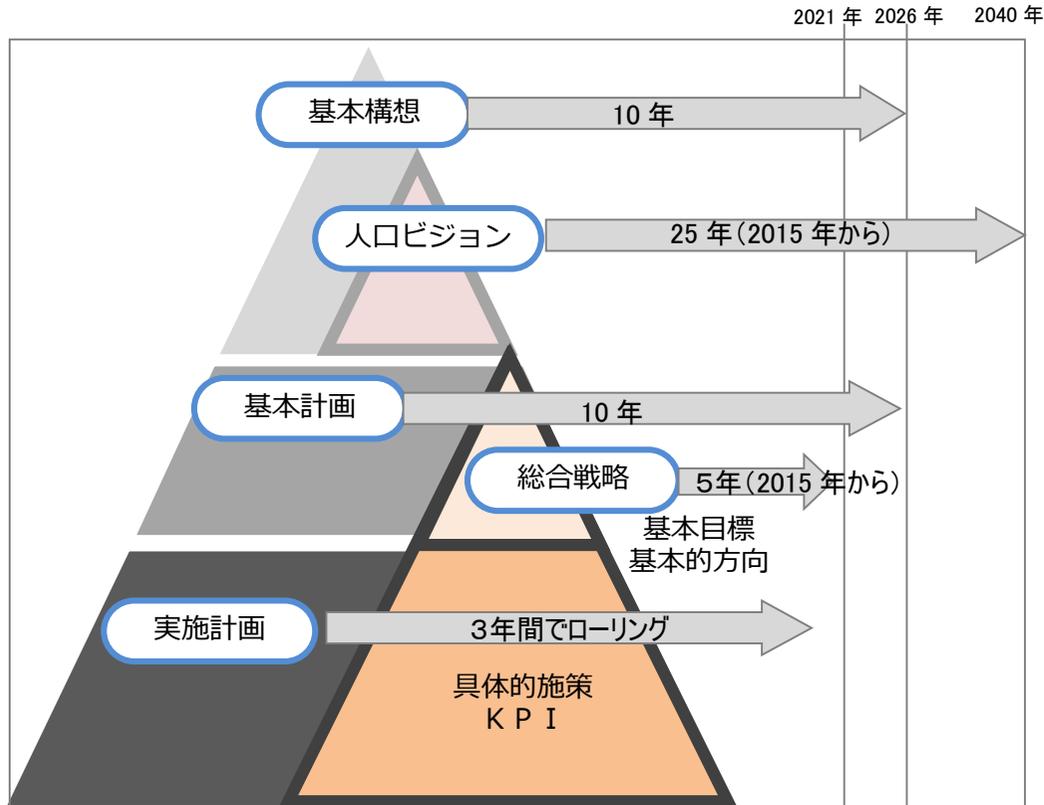
【目標人口】
H52年度（2040年度） 40,000人

【戦略の視点】
定住人口、交流人口の2つの人口に着目した「住んでいーなー」（定住対策）、
“来ていーなー”（移住交流対策）」を実感できるまち

【プロジェクト】
「しごと創生プロジェクト」「であい創生プロジェクト」「みらい創生プロジェクト」
「くらし創生プロジェクト」

総合計画と地方人口ビジョン・地方版総合戦略との関係

1 計画期間の違い



2 記載事項等の違い

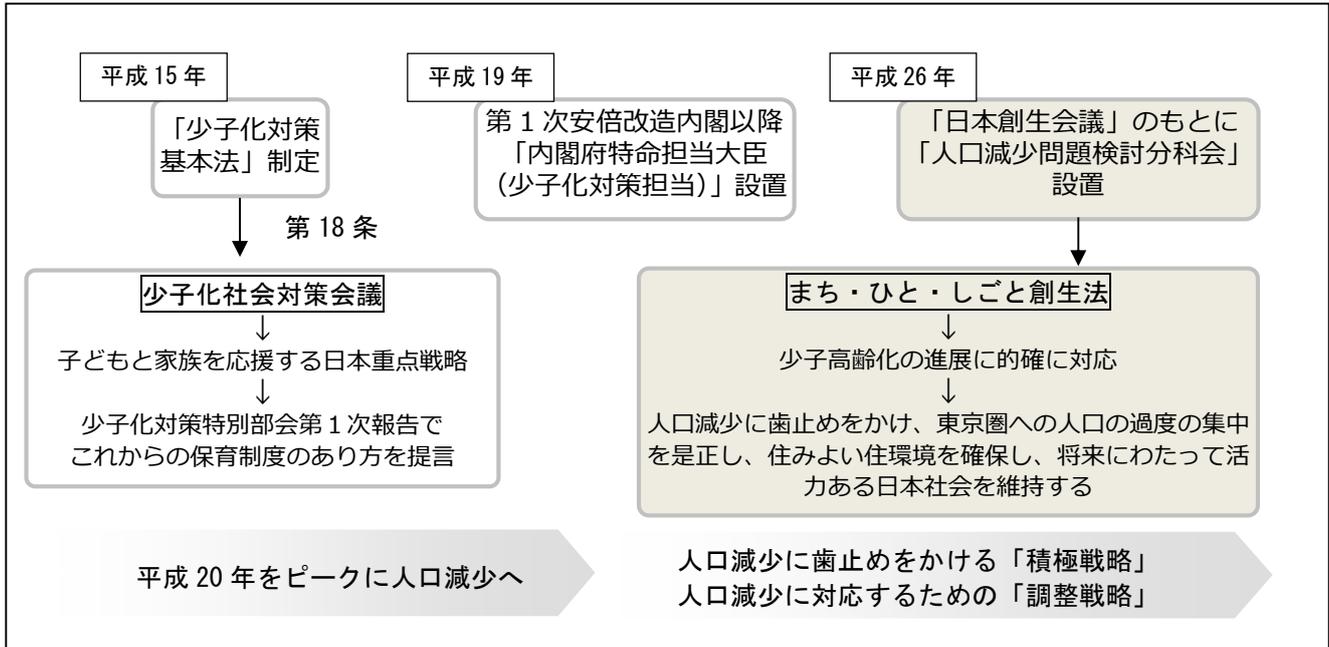
	総合計画	地方人口ビジョン	地方版創造戦略
根拠法令			まち・ひと・しごと創生法第10条
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ①基本構想 <ul style="list-style-type: none"> ・将来像 ・人口フレーム ・基本指針 ・施策大綱 ②基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系 ③実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> ①人口の現状分析 <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向分析 ・将来人口推計・分析 ・人口変化による影響分析・考察 ②人口の将来展望 <ul style="list-style-type: none"> ・将来展望に必要な調査分析 ・めざすべき将来の方向性 ・人口の将来展望 	<ul style="list-style-type: none"> ①基本目標 ②施策に関する基本的方向 ③具体的施策・KPI ④PDCAサイクル
策定体制	審議会・策定委員会等		

まち・ひと・しごと創生事業の概要

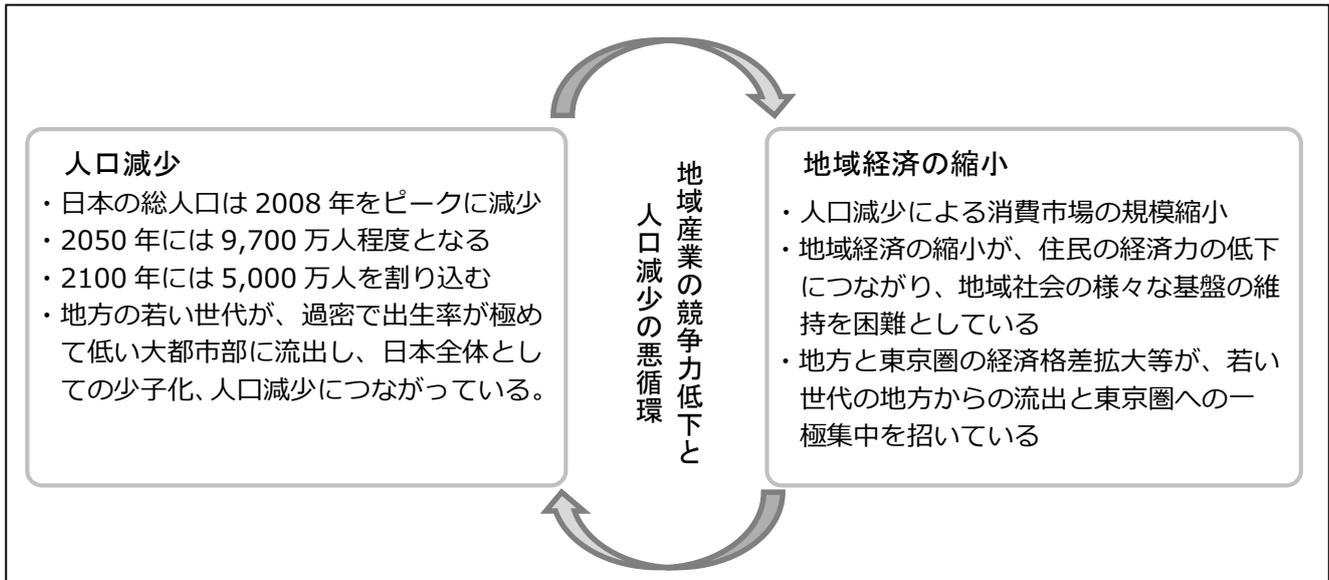
1. 社会背景

我が国は、2008年（平成20年）をピークに人口減少が進んでいます。急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の歯止めをかけること、東京圏への人口の過度の集中を是正すること、そしてそれぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが緊急の課題となっています。

■国の基本的な流れ



■人口減少と地域経済縮小の克服



2. まち・ひと・しごと創生について

国	長期ビジョン：2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示 総合戦略：2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定
地方	地方人口ビジョン：各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示 地方版総合戦略：各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定

（1）国の指針

まち・ひと・しごと創生法が平成26年12月2日に施行され、「2060年に1億人程度の人口を確保する」ことを国の長期ビジョンとして据え、「2015～2019年の政策目標・施策を策定」することとしています。

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。

これまでに講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたものの、対極的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない状況です。その要因として、府省庁・制度ごとの「縦割り」構造や地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、効果検証を伴わない「バラマキ」、地域に浸透しない「表面的」な施策、「短期的」な効果を求める施策といった5点が挙げられます。

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、5つの政策原則に基づき、関連する施策を展開することが必要とされています。

- ① 自立性：国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指す。
- ② 将来性：自主的かつ主体的に取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- ③ 地域性：「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援する。
- ④ 直接性：ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- ⑤ 結果重視：明確なPDCAメカニズムの下に、客観的な指標により検証し、必要な改善を行う。

（2）市町村における対応

「各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示」し「各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、5か年の政策目標・施策を策定」することが求められています。人口減少に歯止めをかけるために、地方に「しごと」の創出と「ひと」の流れをつくることで好循環を作り、「まち」の活性化を図っていくことが求められています。

3. まち・ひと・しごと創生法

【目的（第1条）】

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

【基本理念（第2条）】

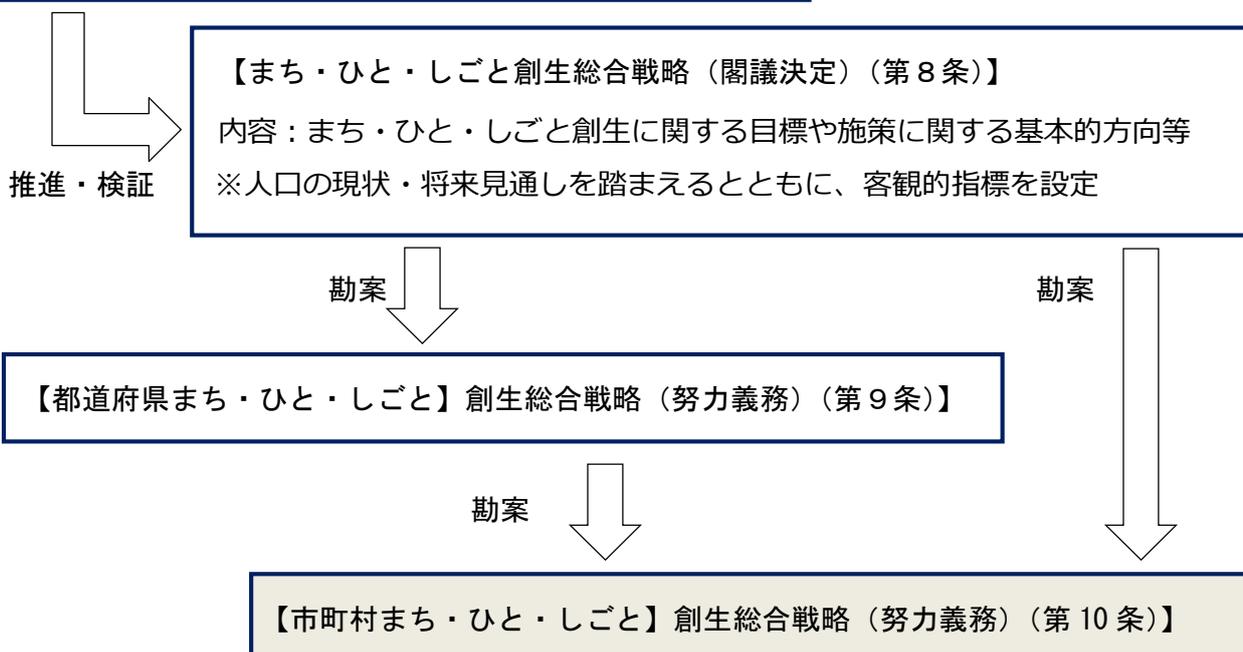
- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会参加の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

【まち・ひと・しごと創生本部（第11条～第20条）】

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、地方創生担当大臣

本部員：上記以外の全閣僚



4. 地方人口ビジョン

将来的な人口維持のために、自治体の特性に合った取り組みを進めることを目的に、人口の動向を分析し、今後の取り組みを検討する基礎資料として 2060 年までを見通す「地方人口ビジョン」を策定します。

■国における長期ビジョンが目指す将来の方向

今後の基本的視点

1. 「東京一極集中」の是正
2. 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
3. 地域の特性に即した地域課題の解決



国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要



目指すべき将来の方向

- ・若い世代の希望が実現すると、出生率は 1.8 程度に向上する。
- ・人口減少に歯止めがかかると 50 年後 1 億人程度の人口が確保される。
- ・さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える
- ・「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50 年後も実質 GDP 成長率は、1.5～2%程度が維持される。

■市町村における地方人口ビジョンが目指す将来の方向

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示
- ・対象期間は長期ビジョンの期間（2060 年）を基本とする。

①人口の現状分析

- ア 人口動態分析
- イ 将来人口の推計と分析
- ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察



②人口の将来展望

- ア 将来展望に必要な調査・分析
- イ 目指すべき将来の方向
- ウ 人口の将来展望

自然増減

+

社会増減

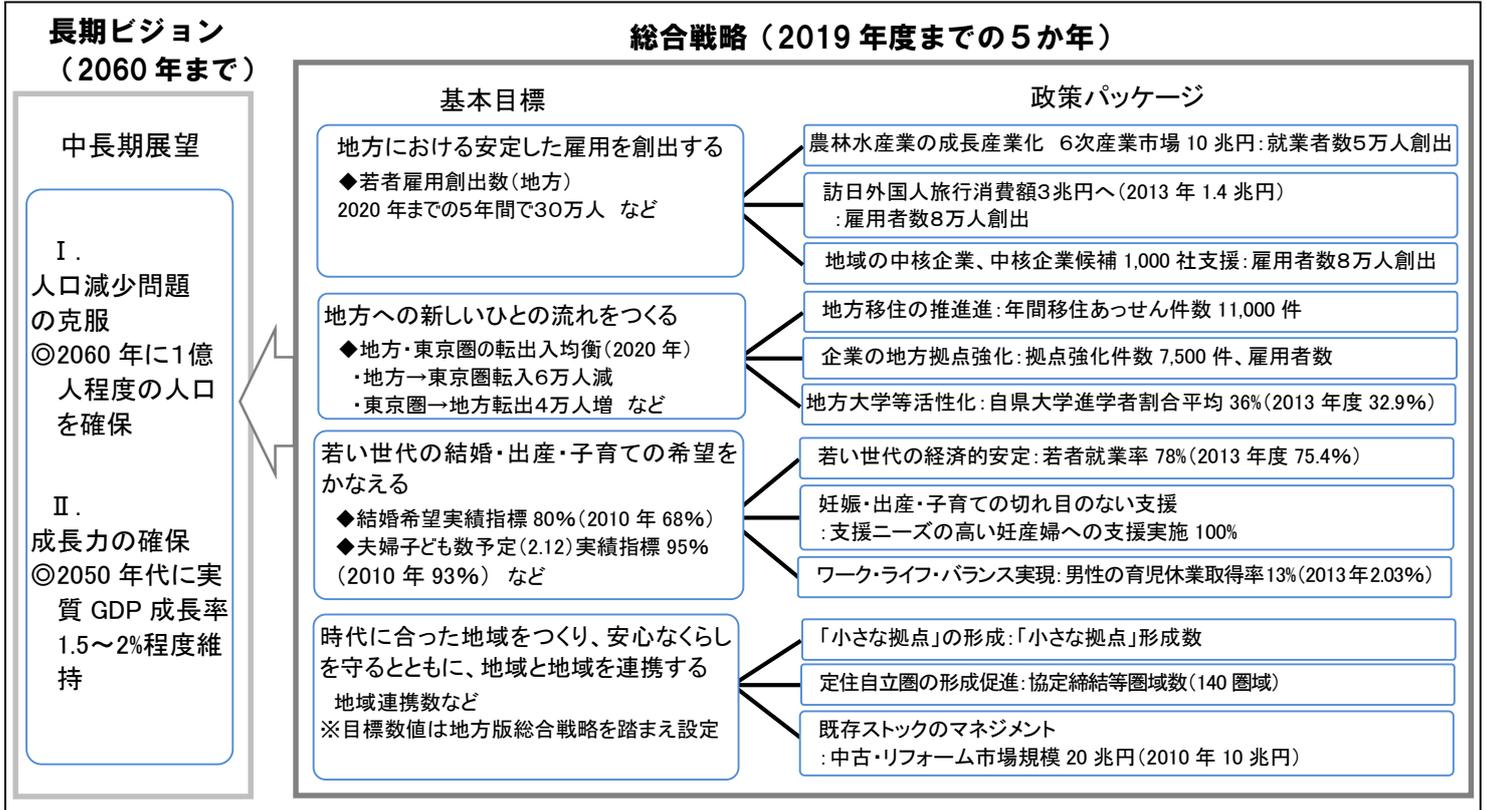
総人口や年齢 3 区分別人口等の将来を展望

5. 地方版総合戦略

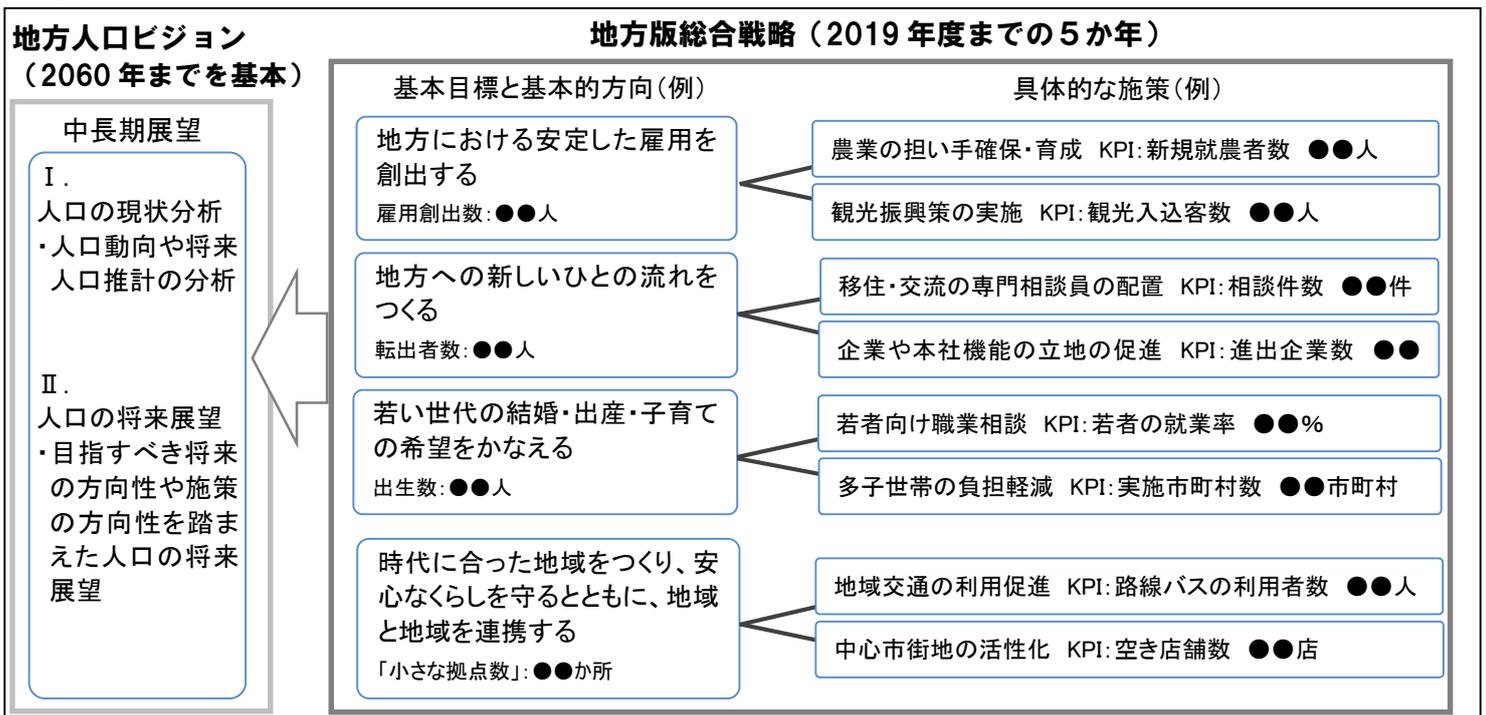
(1) 地方版総合戦略の策定

地方版総合戦略は、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、「地方人口ビジョン」を踏まえて策定する必要があります。国の総合戦略で示されている「政策パッケージ」を参考に、地域の実情に応じた施策や取り組みを検討し、より地域性のあるものとするのが重要です。

■国の長期ビジョン・総合戦略イメージ



■地方版人口ビジョン・総合戦略イメージ



市町村のまち・ひと・しごと創生に関する目標

・ 市町村の人口の現状と将来の展望（「地方人口ビジョン」）を踏まえた上で、地域の実情に応じながら政策分野ごとの基本目標を設定

（例）国の総合戦略の基本目標

政策分野	基本目標
しごとづくり	地方における安定した雇用を創出する
ひとの流れ	地方への新しいひとの流れをつくる
結婚・出産・子育て	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
まちづくり	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

・ 数値目標の設定



市町村のまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

・ 基本目標の達成に向けて推進していく政策の基本的な方向性



市町村のまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- ・ 基本目標で設定した政策分野ごとに、それぞれ地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する具体的な施策
- ・ K P I（重要業績評価指標）の設定：施策の進捗状況を検証するために設定する指標

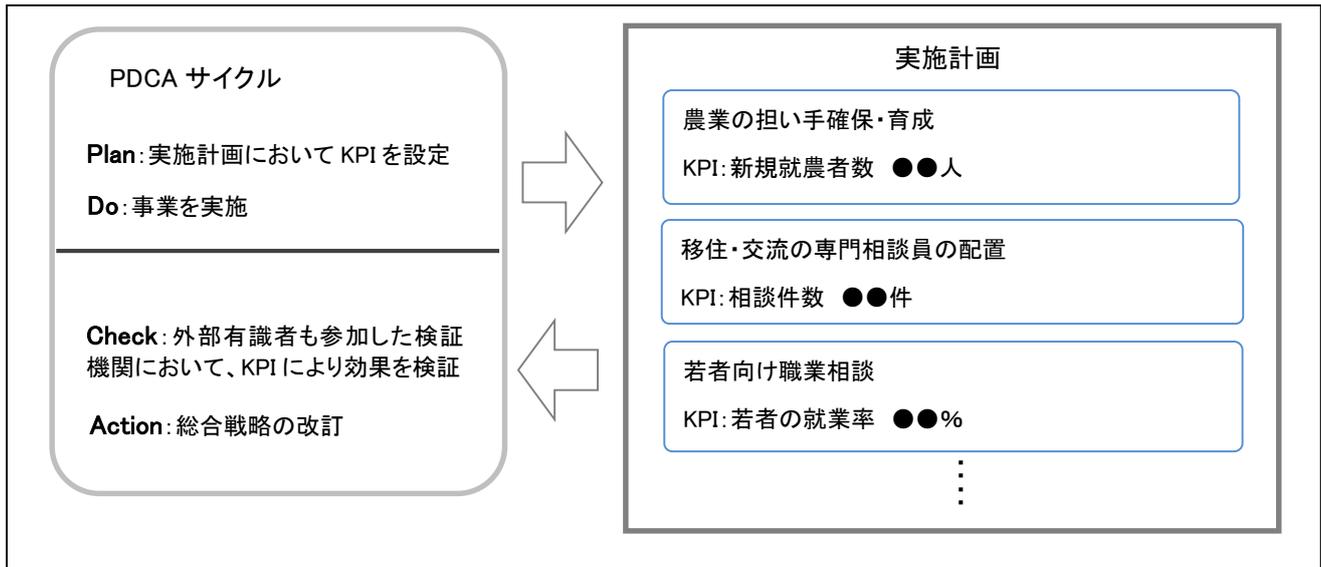
（まち・ひと・しごと創生法第10条）

(2) 数値目標・重要業績評価指標の設定

地方版総合戦略は、PDCAサイクルを確立し着実に実施していくため、基本目標、施策ごとに数値目標を定める必要があります。また、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、実現すべき成果（アウトカム）に結び付けることが重要です。

地方版総合戦略の推進にあたっては、実施計画に基づいて事業を実施し、設定した数値目標を基に、実施した施策・事業の効果を検証しながら、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセス（PDCAサイクル）を実行していくことになります。

■PDCAサイクルによる計画の実施イメージ



第2次いなべ市総合戦略・第2次いなべ総合計画後期基本計画 スケジュール（案）

区分	令和元年度												令和2年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
トップインタビュー				●																					
議会			—				—					★							—		★			★	
各種会議等	総合計画審議会		●		●		●		●		●	●		●			●		●	●	●			●	
	総合計画策定部会（4部会）								検証		素案修正					検証			計画素案各課確認						
	庁内各課ヒアリング					シート作成	シート配付・回収	とりまとめ						シート作成	配付回収	とりまとめ									
市民参画	アンケート調査	調査票作成	配布・回収	入力・集計	報告書作成																				
	団体ヒアリング		シート作成	シート配付・回収	とりまとめ																				
	パブリックコメントの実施									総戦略パブコメ											後期計画パブコメ				
計画策定	総合戦略							素案の作成・修正			調整														
	基本計画（序論）											基本計画序論作成													
	基本計画（本編）																							基本計画素案作成	修正（随時）
その他	計画書（概要版）の作成																							編集・校正	印刷・製本

令和元年 いなべ市総合計画審議会 会議開催予定

回数	日程	時間	場所
第1回	令和元年 5月16日(木)	午後2時から	いなべ市役所 シビックコア 1階 研修室1
第2回	令和元年 8月 8日(木)	午後2時から	いなべ市役所 シビックコア 1階 研修室1
第3回	令和元年10月10日(木)	午後2時から	いなべ市役所 シビックコア 1階 研修室1
第4回	令和元年11月26日(火)	午後2時から	いなべ市役所 シビックコア 1階 研修室1
第5回	令和2年 2月18日(火)	午後2時から	いなべ市役所 シビックコア 1階 研修室1

審議会の日程は、本日現在の予定であり、変更になる場合があります。変更の場合は、ご連絡いたします。

また、毎回、開催前に開催通知によりご連絡させていただきます。

欠席の際は、お電話でご連絡ください。

第2次いなべ市総合戦略・第2次いなべ市総合計画後期基本計画策定のための

まちづくり市民満足度調査

～あなたの声をいなべ市のまちづくりに活かします～

市民の皆様には、日頃からいなべ市政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このアンケート調査はまちづくりの基本的指針を定める第2次いなべ市総合戦略・第2次いなべ市総合計画後期基本計画の策定に当たり、市民の皆さま方のご意見、ご提言を伺うものです。総合戦略・総合計画とは、いなべ市の進む方向を定めるもので、この計画に基づいてまちづくりが行われます。

本調査では、広く市民の皆さまのご意見、ご提言をお伺いし、計画策定に活用させていただくためのものです。

なお、調査の対象者は、いなべ市にお住まいの18歳以上の方3,000人を無作為に抽出いたしました。お答えいただいた結果は統計的に処理いたしますので、皆様にご迷惑をお掛けすることはございません。

お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年6月 いなべ市長 日沖 靖

回答についてのお願い

【調査票の記入について】

- 1 この調査票は、宛名のご本人がご記入ください。
- 2 令和元年6月1日現在の内容でご記入ください。
- 3 お答えは、あてはまる番号に○をつけてください。
なお、誤って○をつけた場合は、はっきり二重線で取り消してください。
- 4 お答えが「その他」にあてはまる場合は、（ ）に具体的にご記入ください。

【調査票の回収について】

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、
6月28日（金）までに投函していただきますよう、
お願いいたします。（切手不要）

【調査についてのお問い合わせ】

〒511-0498
いなべ市北勢町阿下喜31番地
いなべ市 企画部 政策課
Tel:0594-86-7741 Fax:0594-86-7858



問 13 あなたは、これからいなべ市に住みたいと思いますか。(○は1つ)

1. ずっと住み続けたい
2. 他市に移り住みたい ⇒住みたい市町村() 市・町・村)
3. わからない

<問 13で「2. 他市に移り住みたい」と回答した方におたずねします。>

問 14 他市に移り住みたいと感じる理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 親から独立をするため
2. 転勤や転職の予定があるため
3. 結婚をするため
4. 自分の子どもの誕生や成長に備えるため
5. 親世帯との同居に対応するため
6. 子どもが独立し定住する理由がなくなった
7. 子世帯との同居に対応するため
8. 親から家を相続したり、譲り受けるため
9. 子世帯などへ家を譲渡するため
10. ローン、家賃などの費負担を軽減するため
11. 自然豊かな地域で住環境を良くするため
12. 利便性の高い地域で住環境を良くするため
13. 高齢期にも住みやすい住宅・環境にするため
14. その他()

<問 13で「2. 他市に移り住みたい」と回答した方におたずねします。>

問 15 どのような条件が整えばこれからいなべ市に住み続けたいですか(○は3つまで)

1. 就労の場があること
2. 親や子、友人・知人が近くにいること
3. 価格や広さなど住宅事情のよさ
4. 農業や家庭菜園ができること
5. 交通・通勤の利便性のよさ
6. 日ごろの買い物などの便利さ
7. 保育所や公園などの子育て環境のよさ
8. 学校などの教育環境のよさ
9. 文化・スポーツ施設の利用のしやすさ
10. 福祉・医療施設の利用のしやすさ
11. 防災面が充実していること
12. 自然環境の豊かさ
13. まちなみや景観のよさ
14. 治安のよさ
15. その他()

問 16 あなたが、いなべ市で最も誇れると思うものは何ですか。(自然、文化、場所、活動など、自由に記入)

問 17

いなべ市のイメージについてどう思いますか。(1～15までの項目について、それぞれあてはまるもの1つに○)

項 目	強く思います	そう思います	どちらともいえない	そう思わない	全く思わない
1. 活気のあるにぎやかなまち	1	2	3	4	5
2. 若者にとって魅力的なまち	1	2	3	4	5
3. 自然と都市機能が調和しているまち	1	2	3	4	5
4. 伝統や歴史を感じる文化の香り高いまち	1	2	3	4	5
5. スポーツと健康づくりを推進するまち	1	2	3	4	5
6. 市外から多くの人を訪れる観光などが魅力的なまち	1	2	3	4	5
7. 高齢になっても生きがいを持って暮らせるまち	1	2	3	4	5
8. 医療が充実したまち	1	2	3	4	5
9. 福祉が充実したまち	1	2	3	4	5
10. 保育・教育に積極的な子育てしやすいまち	1	2	3	4	5
11. 防犯体制が整った安全なまち	1	2	3	4	5
12. 防災体制が整った安全なまち	1	2	3	4	5
13. ボランティア活動や地域のコミュニケーションが活発なまち	1	2	3	4	5
14. 高品質のものづくりなど産業が盛んなまち	1	2	3	4	5
15. 交通や都市基盤が発達した便利なまち	1	2	3	4	5
16. 世界に向けて情報発信するまち	1	2	3	4	5
17. 近隣市町のリーダーとしての役割を担う中心的なまち	1	2	3	4	5

問 18

あなたは、いなべ市が将来どのようなまちになってほしいと思いますか。(あてはまる主なものを3つまでに○)

1. 活気のあるにぎやかなまち
2. 若者にとって魅力的なまち
3. 自然と都市機能が調和しているまち
4. 伝統や歴史を感じる文化の香り高いまち
5. 健康づくりやスポーツを推進するまち
6. 市外から多くの人を訪れる観光などが魅力的なまち
7. 高齢になっても生きがいを持って暮らせるまち
8. 医療が充実したまち
9. 福祉が充実したまち
10. 保育・教育に積極的な子育てしやすいまち
11. 防犯体制が整った安全なまち
12. 防災体制が整った安全なまち
13. ボランティア活動や地域のコミュニケーションが活発なまち
14. 高品質のものづくりなど産業が盛んなまち
15. 交通や都市基盤が発達した便利なまち
16. 世界に向けて情報発信するまち
17. 近隣市町のリーダーとしての役割を担う中心的なまち
18. その他()

問 19

あなたにとって、理想的な子どもの数は何人ですか(○は1つ)

- | | | |
|------------|-------|-------|
| 1. 子どもはいない | 2. 1人 | 3. 2人 |
| 4. 3人 | 4. 4人 | 5. 5人 |
| 6. 6人以上 | | |

問 20

あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。現在妊娠中のお子さんは含めずお答えください。(○は1つ)

1. いる (具体的に： 人)
2. いない

問21

いなべ市のまちづくりについて「あなたが考える、それぞれの『重要度』と『満足度』を教えてください。(以下の項目について、重要度、満足度それぞれ1つずつ〇)

質問項目	重要度					満足度				
	重要である	まあ重要である	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	満足している	まあ満足している	どちらとも言えない	あまり満足していない	不満である
1. 国道など広域的な幹線道路の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2. 集落内の生活道路の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3. 歩道の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4. 公共交通機関の利便性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5. 交通安全対策（信号・標識・街灯など）の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6. 自然環境の保全	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
7. 消費者保護の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8. 上水道の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
9. 下水道の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10. ゴミ（リサイクル）・し尿処理対策の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
11. 学校教育環境の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
12. 青少年健全育成対策の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
13. 児童福祉体制の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
14. 高齢者福祉体制の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
15. 障がい者福祉体制の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
16. 文化施設の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
17. スポーツ施設の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
18. 保健体制の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
19. 医療体制の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
20. 防災対策の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

質問項目	回答項目					重要度					満足度				
	重要である	まあ重要である	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	満足している	まあ満足している	どちらとも言えない	あまり満足していない	不満である					
21. 防犯対策の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
22. 公害対策の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
23. 河川の整備（治水）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
24. 森林の整備（治山）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
25. 公園の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
26. 緑化の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
27. 住宅対策の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
28. 買い物の利便性の向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
29. 農業の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
30. 林業の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
31. 商業の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
32. 工業の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
33. 企業誘致の促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
34. 観光レクリエーション事業の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
35. 文化財・伝統文化の保存と活用	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
36. 男女共同参画社会の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
37. IT（情報通信技術）の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
38. ボランティアの支援の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
39. 住民相互の連帯意識の高揚	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
40. 若者の定住促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
41. 市のイメージアップと個性あるまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
42. 人権意識の高揚	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
43. 近隣市町との連携によるまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					

問 22

以下のような行動をとる場合、あなたはそれぞれどこへ出かけますか。
 (1～13のうち、最も多く利用する地域をそれぞれ1つ選び番号に○)

	いなべ市	桑名市	四日市市	東員町	鈴鹿市	桑名郡 その他	県内 その他	県外 その他
1. 日常の買い物(食料品、日用品)	1	2	3	4	5	6	7	8
2. 高級衣料品や電化製品、家具などの購入	1	2	3	4	5	6	7	8
3. 車やオートバイの購入	1	2	3	4	5	6	7	8
4. 子どもの参考書や自分の趣味の本などの購入	1	2	3	4	5	6	7	8
5. 文化活動や習い事に行く	1	2	3	4	5	6	7	8
6. 映画、コンサート、スポーツ観戦などの娯楽施設に行く	1	2	3	4	5	6	7	8
7. 公園、広場などの利用	1	2	3	4	5	6	7	8
8. グラウンド・体育館などの体育施設の利用	1	2	3	4	5	6	7	8
9. 日帰りの行楽に出かける	1	2	3	4	5	6	7	8
10. 外食する	1	2	3	4	5	6	7	8
11. 入院	1	2	3	4	5	6	7	8
12. 病気やケガの治療や通院	1	2	3	4	5	6	7	8
13. 通勤・通学	1	2	3	4	5	6	7	8

問 23

あなたが最も頻繁に利用する交通手段は何ですか。
 2つまで選んでください。○は1つ)

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 1. 鉄道 | 2. 民間バス | 3. 福祉バス |
| 4. タクシー | 5. 自家用車 | 6. オートバイ |
| 7. 自転車 | 8. 徒歩 | 9. その他() |

3 協働のまちづくりについてうかがいます。

問 24

これからのいなべ市のまちづくりのあり方はどうあるべきだと思いますか。(○は1つ)

1. 市民や地域でできることは自分たちで行い、できないことを行政が担うべき
2. 市民と行政が、協力してまちづくりを進めていくべき
3. 行政が中心となって、まちづくりを進めていくべき
4. その他 ()

問 25

あなたは、まちづくり活動に対する市民参加の機会がある場合、参加したいと思いますか。(○は1つ)

1. 積極的に参加したい ⇒問 26 へ
2. できるだけ参加したい ⇒問 26 へ
3. 参加したいと思うが参加できない ⇒問 27 へ
4. 参加したいとは思わない ⇒問 27 へ
5. わからない
6. その他 ()

<問 25 で「1. 積極的に参加したい」または「2. できるだけ参加したい」と回答した方におたずねします。>

問 26

参加する場合、どのような機会に参加したいですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 公募などによる各種審議会や委員会等に委員として参加したい
2. 意見交換会やワークショップなど行政と住民との話し合いの場で発言したい
3. アンケートやモニター調査などを通じ、市へ意見や意向を伝えたい
4. 自治会などの地域活動への参加を通じて関わりたい
5. NPOやボランティアなどの市民活動団体への参加を通じて関わりたい
6. 趣味や特技を活かして地域貢献や交流活動を行いたい
(具体的な内容：)
7. その他 ()

<問 23 で「3. 参加したいと思うが参加できない」または「4. 参加したいとは思わない」と回答した方におたずねします。>

問 27

まちづくり活動への参加を妨げる要因はどのようなことだと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 仕事が忙しくて参加する時間がない
2. 家事・育児・介護などで時間がない
3. 人間関係がわずらわしい
4. 地域と一緒に参加する仲間がいない
5. 自分が参加するメリットや必然性を感じない
6. まちづくり活動の情報が手に入らないので参加できない
7. 余暇の時間を使ってまで参加しようとは思わない
8. 興味・関心がない
9. その他 ()

4 あなたの幸福感についてうかがいます。

問 28

現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を 10 点、「とても不幸」を 0 点として、何点くらいになると思いますか。(0~10 点までの間で、1 つに○)

とても不幸 ←—————▶ とても幸せ
0点 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10点

問 29

あなたが幸せであるために重要だと思うことは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 家計(所得・消費)の状況
2. 就業状況(仕事の有無・安定)
3. 仕事と生活のバランス
4. 自分や家族の健康状況
5. 自由な時間
6. 充実した余暇・趣味
7. 仕事の充実度
8. 社会貢献や生きがい
9. 家族関係
10. 友人・交友関係
11. 職場の人間関係や職場環境
12. 地域コミュニティや近隣との関係
13. 精神的なゆとり
14. 追い求める夢や理想
15. その他 ()

問4

いなべ市が誇れるもの、あるいは魅力には何がありますか。(〇は3つ)

- | | | |
|----------------|--------------|----------------|
| 1. 聖宝寺 | 2. 鳴谷の滝 | 3. 藤原岳 |
| 4. 御池岳 | 5. 竜ヶ岳 | 6. 中里ダム |
| 7. 農業公園 | 8. 自然科学館 | 9. ゴルフ場 |
| 10. 万葉の里公園 | 11. 白滝 | 12. 青川峡キャンプパーク |
| 13. いなべ公園 | 14. 宇賀溪キャンプ場 | 15. 大安郷土資料館 |
| 16. 両ヶ池公園 | 17. 大安図書館駅 | 18. 農業 |
| 19. しいたけ | 20. そば | 21. マスの甘露煮 |
| 22. 梅ジュース及び加工品 | 23. 草木染 | 24. 茶 |
| 25. 自動車製造関連企業 | 26. 赤米酒 | 27. その他 |
- ()

問5

いなべ市に愛着、親しみを感じますか。(〇は1つ)

1. 感じている 2. 感じていない 3. どちらともいえない

問6

あなたは、いなべ市の住みやすさについてどのように感じますか。(〇は1つ)

1. とても住みやすい ⇒問7へ 2. どちらかといえば住みやすい ⇒問7へ
3. どちらかといえば住みにくい ⇒問8へ 4. とても住みにくい ⇒問8へ
5. どちらともいえない ⇒問9へ

<問6で「1. とても住みやすい」または「2. どちらかといえば住みやすい」と回答した方におたずねします。>

問7

住みやすいと感じる理由は何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1. 豊かな自然に恵まれている | 2. 道路や公共交通機関が整備されていて便利である |
| 3. 買い物が便利 | 4. 住環境が整備されている |
| 5. 福祉や健康づくりの取り組みが充実している | |
| 6. 医療機関に恵まれている | 7. スポーツ活動や文化活動を楽しむ環境が充実している |
| 8. 人情や気風が良い | 9. その他 () |

<問6で「3. どちらかといえば住みにくい」または「4. とても住みにくい」と回答した方におたずねします。>

問8

住みにくいと感じる理由はなんですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 1. 気候がきびしい | 2. 自然災害への不安 |
| 3. 交通が不便 | 4. 店が少なく買い物が不便 |
| 5. 住宅・公園・道路や歩道などの生活に関係する整備が遅れている | |
| 6. 福祉や健康づくりへの取り組みが遅れている | |
| 7. 病院などの医療機関が少ない | 8. スポーツ活動や文化活動をする機会・場所が少ない |
| 9. 人間関係がむずかしい | 10. その他 () |

第2次いなべ市総合戦略・第2次いなべ市総合計画後期基本計画策定のための

事業者アンケート調査

調査へのご協力をお願い

平素は、市政全般にわたり格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、本市では、将来に向けたまちづくりの基礎となる第2次いなべ市総合戦略・第2次いなべ市総合計画後期基本計画の策定に取り組んでいます。そこで、この計画の策定にあたって、皆さまのご意見を参考にさせていただくためにアンケートを実施することになりました。

アンケートは、いなべ市にある事業所の中から無作為に選ばせていただき、実施するものです。アンケートの結果につきましては、統計的な処理を行い、計画策定のための資料として用いる以外には一切使用いたしません。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年6月 いなべ市長 日沖 靖

ご記入上の注意

- このアンケートは、貴事業所の責任者の方がお答えください。ご都合により記入できない場合は、代わりの方で結構です。ご協力をお願いします。
- 回答は無記名で結構です。
- お答えは、回答欄に記入してください。また、回答が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて6月28日（金）までにご投函くださいますよう、よろしくお願いいたします。（切手は不要です）

【調査に関するお問い合わせ先】

〒511-0498
いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
いなべ市 企画部 政策課
Tel:0594-86-7741 Fax:0594-86-7858



問1 貴事業所の所在地はどちらですか。(〇は1つ)

- | | |
|--------|--------|
| 1. 北勢町 | 3. 大安町 |
| 2. 員弁町 | 4. 藤原町 |

問2 貴事業所の従業員数はどのくらいですか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 0~4人 | 6. 100~299人 |
| 2. 5~9人 | 7. 300~499人 |
| 3. 10~29人 | 8. 500~999人 |
| 4. 30~49人 | 9. 1,000人以上 |
| 5. 50~99人 | |

問3 貴事業所の業種は次のうちどれにあたりますか。(〇は1つ)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 建設業 | 6. 飲食店 |
| 2. 製造業 | 7. 金融・保険業・不動産業 |
| 3. 電気・ガス・水道業 | 8. サービス業 |
| 4. 運輸・通信業 | 9. その他 () |
| 5. 卸売・小売業 | |

問4 貴事業所にとって、いなべ市は、全体として企業活動が行いやすい地域だと思いますか。(〇は1つ)

1. 企業活動が行いやすい
2. どちらかといえば企業活動が行いやすい
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば企業活動が行いにくい
5. 企業活動が行いにくい

